



加古川市ゼロカーボンパートナー 省エネ設備への更新に関する補助金のご案内



加古川市は、地球温暖化防止に向けて温室効果ガス排出量の削減を促進するため、高効率照明機器と高効率空調設備へ更新する事業者（加古川市ゼロカーボンパートナーシップ事業において協定を締結している事業者）に対して **最大 300 万円** 補助します。

補助申請者

次に掲げる事項をすべて満たす事業者

- (1) 加古川市ゼロカーボンパートナーシップ事業において協定を締結している事業者（以下「パートナー」という。）
- (2) 本市が指定する省エネ診断を受診した事業者
- (3) 市税を滞納していない事業者
- (4) 過去に同一事業（高効率照明機器設置事業・高効率空調設備設置事業）の補助金の交付を受けていない事業者

補助要件

【共通】

- (1) 市内の事業所（事務所や工場、倉庫等）で実施する事業であること。ただし、当該事業所を所有していない事業者は、所有者の同意を得ていること。
- (2) 省エネ診断の報告書に基づき、対象設備へ更新すること。ただし、省エネ診断の診断対象に該当しないパートナーは、市長が必要と認める書類が提出できる場合にはこの限りでない。
- (3) 次のいずれにも該当しない事業であること。
 - ア 中古設備の導入
 - イ リース契約による設備導入
 - ウ 他の法令又は予算制度に基づき、国、県その他の団体の負担又は補助を得て実施する設備導入
 - エ 新設
- (4) 法定耐用年数を経過するまでの間、補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと。
- (5) 補助の回数は、1事業者当たり補助金の対象となる事業ごとに1回限りとする。

【高効率照明機器】

- (1) 調光制御機能を有するLEDに限る。ただし、再エネ一体型屋外照明の場合はこの限りではない。
- (2) 次の固有エネルギー消費効率 (lm/W) の基準値を満たす事業であること。
 - ア 光源色が昼光色・昼白色・白色の場合：100 以上
 - イ 光源色が温白色・電球色の場合：50 以上

【高効率空調設備】

既設の空調機器に対して、30%以上の省CO₂効果が得られるもの

補助対象経費

対象となる設備の導入に要する以下の経費（消費税及び地方消費税を除く。）

- (1) 設備費
- (2) 附帯工事費
- (3) 雑役務費

補助金額

補助対象経費の1/2（千円未満切捨て）

補助上限額

各設備150万円（最大（照明・空調両方導入） 300万円）

申請時の提出書類

- (1) 加古川市ゼロカーボンパートナー省エネ設備導入補助金交付申請書
- (2) 補助対象経費に係る見積書の写し
- (3) 省エネ診断の診断結果が確認できる書類の写し
ただし、省エネ診断の診断対象に該当しないパートナーは、設備の導入によるCO2削減効果等が確認できる書類
- (4) 設置場所が分かる資料（配置図、位置図、写真等）
- (5) 導入する設備の仕様が確認できる資料（カタログ等）
- (6) 既設設備の仕様が分かる資料（カタログ等）
- (7) 既設設備の設置場所が分かる資料（写真）
- (8) 誓約書
- (9) 加古川市市税確認承諾書
- (10) 法人の登記事項証明書（申請日前3カ月以内に取得したもの）（法人に限る）
- (11) 委任状（手続きを委任する場合）
- (12) その他市長が必要と認める書類

申請期間

令和7年4月21日（月）から令和8年1月5日（月）まで

注意事項

- ★申請は事前申請制です。既に対象設備の導入に係る契約を締結している場合や設置工事等に着手している場合は、補助の対象外となります。
- ★申請は郵送でも受付しますが、書類に不備がある場合等は時間を要しますので、十分に内容を確認してから提出してください。なお、郵送料は自己負担でお願いします。
- ★予算額に達した場合は、申請期限前であっても受付を終了します。
- ★事前に予告なく受付を終了する場合があります。

その他

- ★市ホームページ上の「補助金交付要綱」等も参照してください。



ホームページQRコード

〇問合せ・提出先

加古川市役所環境部環境政策課（市役所新館7階）

電話：(079) 427-9769 <直通> FAX：(079) 422-9569

E-mail：kan_seisaku@city.kakogawa.lg.jp